

東京都公報

発行
東京都

目次

78

規則

- 東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）…
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）…
- 東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部を改正する規則……………（中央卸売市場管理部総務課）…
- 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十一号

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の第三項中「又は変更の届け出」を「の届出」に改め、「者は」の下に「、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるときまでに」を加え、同項に次の各号を加える。

一 条例第十八条第一項及び第二項の規定により駐車施設を設置しようとする者 第三条第一項に規定する申請書を知事に提出するとき。

二 条例第十七条の六の規定の適用を受ける建築物の敷地外に駐車施設を設置しようとする者 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認（同法第六条の二第二項の規定による確認を含む。）の申請のとき。

第三条の三第二項の表以外の部分中「前項」を「前二項」に、「の特例」を「若しくは第十七条の六の規定の適用」に改め、同項の表中「又は第二項の特例」を「若しくは第二項又は第十七条の六の規定の適用」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十八条の二の規定により駐車施設の変更の届出をしようとする者は、次の各号に掲げる届出事項について、それぞれ当該各号に定める日までに、別記第七号様式による届出書の正本及び副本を知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

- 一 駐車施設に係る届出事項 次のイからニまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イからニまでに掲げる日
 - イ 設置場所 駐車施設が移転する日
 - ロ 届出をしようとする者が駐車施設について有する権利 所有権、使用权その他 駐車施設の設置に係る権利について変更が生じた日から二週間を経過する日
 - ハ ロに規定する権利の設定について第三者の承諾を要する場合における当該第三者の住所又は所在地及び氏名又は名称 当該住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称の変更が生じた日から二週間を経過する日
 - ニ 規模 次の(1)から(3)までに掲げる事項のいずれかに変更が生じる日
 - (1) 駐車施設の台数
 - (2) 駐車施設が存する建築物において附置しなければならない台数
 - (3) 建築物又は建築物の敷地内における駐車施設の附置とみなされる台数
- 二 条例第十八条第一項若しくは第二項又は第十七条の六の規定の適用を受ける建築物に係る届出事項 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに掲げる日

イ 所在地 建築物が移転する日
 ロ 駐車施設台数 附置しなければならない台数に変更が生じる日
 別記第四号様式中

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区
- 6 都市再生駐車施設配置計画区域

別記第五号様式(面)中

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区
- 6 都市再生駐車施設配置計画区域

区域に改める。

別記第七号様式中

の特例を受けける建築物
 又は第十七条の六の規定の適用を受けける建築物
 条例第十八条第一項又は第二項
 条例第十八条第一項若しくは第二項

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区

- 1 () 駐車場整備地区
- 2 商業地域
- 3 近隣商業地域
- 4 周辺地区
- 5 自動車ふくそう地区
- 6 都市再生駐車施設配置計画区域

区域に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都駐車場条例施行規則別記第四号様式、第五号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十二号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中へをりとし、ホの次に次のように加える。

へ 法第二十五条の五第二項の規定による喫煙の中止命令及び喫煙禁止場所からの退出命令

ト 法第二十五条の七の規定による法第二十五条の六第一項の特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言

チ 法第二十五条の九第一項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問

第二条中「第十号ロからへまで」を「第十号ロ、ハ、ニ、ホ、チ及びリ」に改める。

附則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十三号

東京都立芝浦屠場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立芝浦屠場条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「百分の百八」を「百分の百十」に、「同款の各項に定めるところにより普通と畜の畜使用料の額」を「同部一の款に定める額（頭数を乗じる前の額をいう。）に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、「」とする」を「に頭数を乗じて得た額」とする」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

●東京都規則第十四号

東京都中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都知事 小池 百合子

東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「百分の八」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項第一号に規定する食料品（以下単に「食料品」という。）にあつては百分の八と、食料品以外のものにあつては百分の十」に改める。

第六十二条第二項中「百分の八」を「食料品にあつては百分の八と、食料品以外のものにあつては百分の十」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

3 条例第八十二条第一項に規定する規則で定める率は、百分の十とする。

第七十一条中「百分の百八」を「百分の百十」に、「販売金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「販売金額から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額」に、「」とする」を「に百分の百十を乗じて得た額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする」に改める。

別表第五卸売業者売場使用料の項中「百分の百八を乗じて得た」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額を加えた」に、「の千分の二・五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五に百分の百十を乗じて得た額」に、「の千分の一・二五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項中「含まない額に百分の百八を乗じて得た」を「含む」に、「の千分の二・五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二・五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額」に改め、同表関連事業者営業所使用料の項中「の千分の一」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一に百分の百十を乗じて得た額」に改める。

別表第六卸売業者売場使用料の項及び仲卸業者売場使用料の項中「の千分の二」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の二に百分の百十を乗じて得た額」に、「の千分の一・二五」を「から消費税額及び地方消費税額に相当する額を除いた額の千分の一・二五に百分の百十を乗じて得た額」に改める。

別記第四十号様式から第四十号様式の五までの規定中

販売金額	販売金額	販売金額のうち消費税額及び地方消費税額に相当する額

に改め、別記第四十五号様式中

種類	数量 (kg)	金額 (円)

を

種類	数量 (kg)	金額 (円)	金額のうち消費税額及び地方消費税額に相当する額 (円)

に改め、別記

第四十五号様式の二中

品名	品種・性別	枝肉・部分肉		副産物			総売上金額
		頭数	重量	売上金額	内臓金額	原皮金額	

を

品名	品種・性別	頭数	重量	枝肉・部分肉			副産物			総売上金額	総売上金額のうち消費税額及び地方消費税額に相当する額
				売上金額	内臓金額	原皮金額	その他金額	原皮金額	その他金額		

に

改め、別記第五十五号様式中

販売金額	販売金額のうち消費税額及び地方消費税額に相当する額
------	---------------------------

を

に改める。

附則

- この規則は、令和元年十月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中央卸売市場条例施行規則別記第四十号様式から第四十号様式の五まで、第四十五号様式、第四十五号様式の二及び

び第五十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用
することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七號
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

